

令和元年輸出入植物検疫概況(全国)

【輸 入】

令和元年(平成31年)に貨物で輸入された植物の種類別検査数量の増減(平成元年の数量を基準に算出)は、栽培用苗類723%、球根類231%、種子83%、切花581%、生果実107%、野菜211%、穀類・豆類87%、雑品・肥飼料172%、木材9%でした。

航空貨物や海上コンテナ貨物の低温輸送技術の発達が背景となり栽培用苗・球根類、切花及び野菜が大幅に増加しました。生果実、穀類・豆類は、ほぼ横ばいで、木材は、検査対象の原木の輸入が大幅に減少しました(図1)。

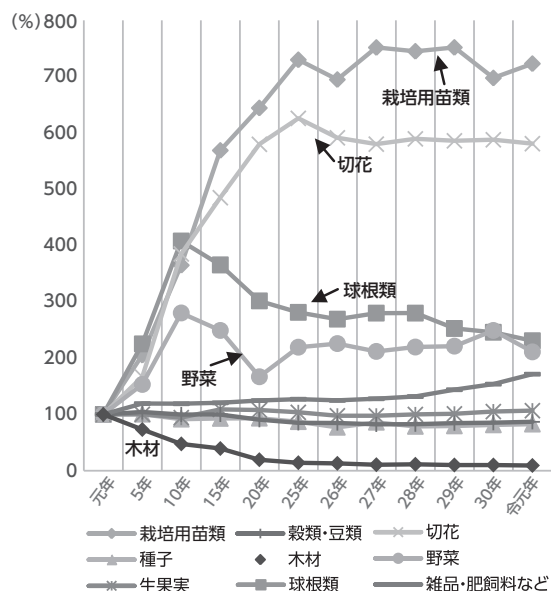


図1 植物の種類別輸入検査数量の推移 (平成元年=100)

令和元年の輸入検査件数は、約63万件(平成元年は約29万件)で、平成10年以降は65万件程度で推移しています。

令和元年の植物の種類別の輸入検査状況は以下のとおりです。

●栽培用苗類、球根類、種子

検査実績は、苗類約18万件4.4億本、球根類約2.9万件3.6億個、種子約2.7万件2.3万tでした。

主な品目は、苗類では、中国産キク挿し穂、スペイン産カーネーション、台湾産ファレノプシス属などの花き苗、球根類では、オランダ産チューリップ属、ユリ属、グラジオラス属などの花き球根及び中国産ラッキョウ、台湾産ワケギなどの野菜球根、種子では、デンマーク産ホウレンソウなどの野菜種子及びオーストラリア産セイヨウチャヒキ(カラスムギ)などの飼料・緑肥種子となっています。

検査では、中国産オンシジューム属苗から検疫有害動物のセグロウリミバエ(*Bactrocera tau*)、テンサイ(ビート)種子・フダンソウ種子などから検疫有害植物のテンサイさび病菌(*Uromyces betae*)が発見されています。



図2 種子の2次検査 (コンテナ貨物)

●切 花

検査実績は、約11万件21億本で、主に中国、コロンビア、マレーシア、ベトナム及びタイから輸入されています。

主な品目は、サカキ属(4.1億本)、ヒサカキ属(3.7億本)、ナデシコ属(3.6億本)、キク属(3.5億本)、デンドロビウム属(0.8億本)で、これらの5品目で切花全体の約75%を占めています。

検査では、アザミウマ科、アブラムシ科、チョウ目及びコナカイガラムシ科などが多く、ツマジロクサヨトウ(*Spodoptera frugiperda*)、ミカンコハマキ(*Argyrotaenia citrana*)などの検疫有害動物が発見されています。

●生果実・野菜

検査実績は、生果実約5.5万件173万t、野菜10万件91万tで、主にフィリピン、中国、米国、メキシコ、エクアドル、ニュージーランド、韓国及びタイから輸入されています。

主な品目は、生果実ではバナナ、パインアップル、キウイフルーツ、オレンジ、アボカド、野菜ではニンジン、タマネギ、カボチャ、ネギとなっています。



図3 バナナ生果実の輸入検査(コンテナ貨物)

検査では、メキシコ産アスパラガスなどからアメリカタバコガ (*Helicoverpa zea*)、オーストラリア産オレンジなどからガハニコナカイガラムシ (*Pseudococcus calceolariae*)、米国産セロリーなどからハモグリバエ科の一種 (*Liriomyza langei*) などの検疫有害動物が発見されています。

また、寄主植物として認識されていなかったフィリピン産キンキジュ生果実から特に侵入を警戒している検疫有害動物であるミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex) が発見されています。さらにインド産フジマメ生果実からはウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*) が発見されています。

このため、関係省令が改正され、これら生果実は、それぞれのミバエが発生している国からの輸入が禁止されました(令和2年1月29日施行)。

●穀類・豆類、雑品・肥飼料など

検査実績は、穀類約1.6万件2,483万t、豆類約1.6万件373万t、嗜好香辛料など約3.4万件70万t、油料・肥飼料、その他雑品約5.7万件1,163万tで、主な品目は、米国産小麦・ダイズ・トウモロコシ・乾牧草、カナダ産大麦・ナタネ、ブラジル産コーヒー豆となっています。

近年、増加傾向にある油料・肥飼料、そのほか雑品のうちバイオマス燃料の検査数量は平成30年260万tであったものが、令和元年には383万tとなっています。

●木 材

検査実績は、約2.2千件301万m³でした。

主な品目は、ダグラスファー(バイマツ)などのトガサワラ属やマツ属、カラマツ属となっています。

主な輸入国は、米国が全体の約50%、カナダが同27%と、北米からの輸入が全体の80%近くを占めており、次いでニュージーランド(同12%)、ロシア(同6%)、パプアニューギニア(同3%)と続いています。

検査では、*Xyleborus* 属及び *Dendroctonus* 属などのキクイムシ科のほか、カミキリムシ科が多く発見されています。

【輸 出】

令和元年に貨物で輸出された植物の輸出検査件数の増減(平成元年の件数を基準に算出)は、栽培用苗・球根類263%、種子165%、切花3,692%、生果実1,098%、野菜535%、穀類・豆類1,792%、嗜好香辛料・肥飼料1,617%、木材2,577%でした。これら検査件数の総数は、平成元年の約2.1万件に対し、令和元年は約9.5万件と、平成から令和にかけて約4.5倍となっています(図4)。輸出先国との輸出検疫協議の結果、輸出解禁や条件緩和が進み、品目も多様化しています。

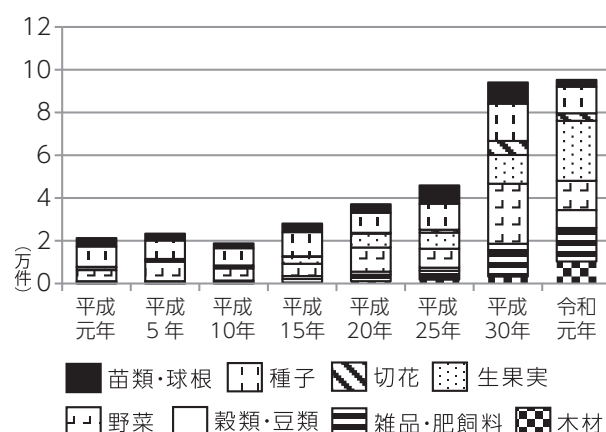


図4 植物の種類別輸出検査件数(貨物)の推移



令和元年の植物の種類別の輸出検査状況は以下のとおりです。

●栽培用苗・球根類、種子

苗類（草花の挿し穂や果樹の穂木を含む）の検査実績は、約10.2千件、約935万個でした。主な輸出入先国・地域（以下「輸出先」という。）は、台湾、韓国、中国、ベトナム、オランダ、香港です。主な品目は、ニホンナシ、キク、カーネーション、ボタンで、中でも台湾向けニホンナシの穂木は、140件、約728万本と数量全体の約80%を占めています。

球根類の検査実績は、145件、約33万個でした。主な輸出先は、オランダ、米国、ベトナムで、主な品目は、ユリ、アマドコロ属、テンナンショウ属です。

種子の検査実績は、約1.6万件、約2.3千tでした。主な輸出先は、中国、韓国、台湾、オランダです。主な品目は、ハウレンソウ、ニンジン、ネギ、キャベツで、野菜類の種子が約2.0千tと数量全体の約90%を占めています。



図5 台湾向けニホンナシ穂木の輸出検査(右は台湾側検査官)

●切花

切花の検査実績は、約8.3千件、約197万本でした。切花の輸出は平成元年と比較すると、全ての品目の中で最も増加しており、件数は約37倍、数量も約37倍になっています。主な輸出先は、中国、韓国、台湾、ベトナムで、主な品目は、ユリ、バラ、キクです。

●生果実・野菜

生果実の検査実績は、約1.4万件、約3.0万tでした。主な輸出先は、台湾、タイで、件数は約88%、数量は約95%を占めています。主な品目は、リンゴ、ブドウ、ナシ、カキで、中でも台湾向けリンゴは約2.7千件、約

2.5万tと数量全体の約83%を占めています。

野菜の検査実績は、約2.8万件、約15.2千tでした。

主な輸出先は、台湾、タイで件数は約80%、数量は約93%を占めています。主な品目は、タマネギ、ナガイモ、サツマイモ、エノキダケ、オランダイチョゴです。中でもタマネギは約9.9千tと数量全体の約65%を占めています。

●穀類・豆類、雑品、肥飼料など

穀類の検査実績は、約3.4千件、約15.1万tでした。主な輸出先は、中国、ベトナム、タイです。主な品目は、コムギ粉及びコメで、件数、数量ともに90%以上を占めています。

豆類の検査実績は、102件、約687tでした。主な輸出先は、台湾、ベトナムで、数量全体の約78%を占めています。主な品目は、ダイズ、アズキです。

嗜好香辛料などの検査実績は、約6.0千件、約12千tでした。主な輸出先は、タイ、ベトナム、台湾、中国で、主な品目は、コーヒー豆（主に中南米、アフリカ原産）、クリです。

雑品、油料・肥飼料の検査実績は、約6.4千件、約11.5万tでした。主な輸出先は、中国、タイ、フィリピン、台湾、ベトナムで、主な品目は、合板、木製品、ゴマ、ワタ属です。

●木材

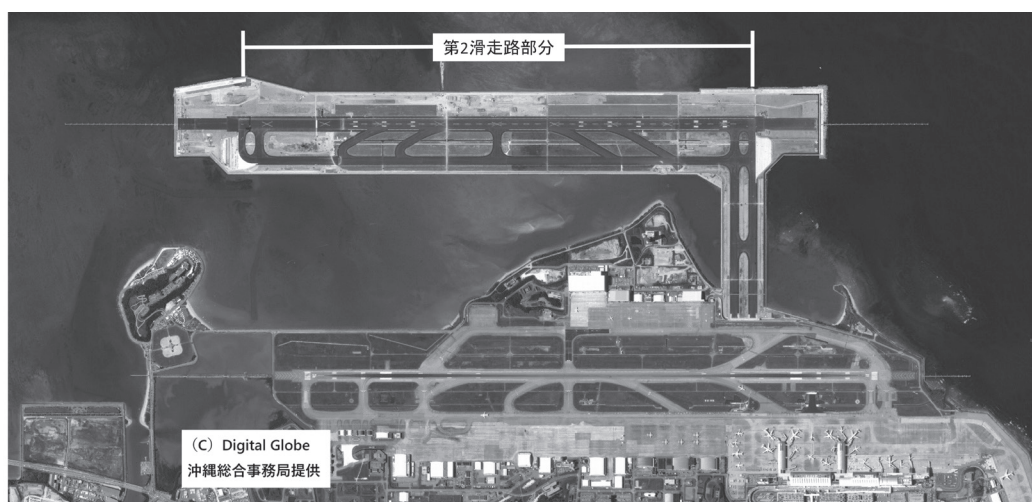
木材の検査実績は、約3.2千件、約175万m³でした。主な輸出先は、中国、台湾、フィリピン、ベトナムで、特に中国向けは約1.7千件、124万m³と件数全体の約50%、数量全体の約70%を占めています。主な品目は、スギ、ヒノキです。

輸出検疫は輸出先国の検疫要求に応じた検査が必要です。輸出先国や品目によっては、輸出できない場合や日本での検査に時間を要する場合もあるため、植物の輸出予定があれば、お早めに植物防疫所へお問い合わせください。

※文中の図1、4は、植物防疫所の「植物検疫統計」から引用し、作成しています。

那覇空港における旅客携帯品検疫の現状

～第2滑走路の供用開始及び国際線ターミナルの拡張～



那覇空港第2滑走路全景

那覇空港は、沖縄県の空の玄関口として県外・県内離島やアジア各国を結ぶ拠点空港であり、多くの航空機が就航し、発着が過密状態となっていました。このため、長年、滑走路の増設が望まれていましたが、このたび、従来の滑走路と並行して、海側に長さ2,700mの第2滑走路が完成し、令和2年3月26日から供用開始されました。これにより、年間の発着の能力は1.8倍となりました。

また、国際線ターミナルは、旧国際線ビルの老朽化や狭隘化を改善するため、平成26年に新設されましたが、その後、急増する外国人旅行客に対応するため、平成31年3月に国際線・国内線の施設の間に新ターミナル施設（連結ターミナル施設）、さらに、令和2年8月に国際線ターミナル北側の拡張部分が完成し、名称も「那覇空港旅客ターミナルビル国際線エリア」となりました。これにより、出入国手続きのエリアが拡大し、また、税関手荷物検査場には、ターンテーブルが増設され2機から4機となり、広さも約2倍となってその中央に動植物検疫カウンターが設置されました。

国際線は、台湾、中国、韓国などのアジア15都市間を結んで週210便が運航されています。旅行客の増加に伴い、当空港に持ち込まれる植物が増え、令和元年に携帯品で持ち込まれた植物の件数は約1.1万件で、その内、7千件余りが輸入禁止品でした。その主な品目は、中国産リンゴ、カンキツ類、バナナ、ブドウ、台湾産ビンロウジュなどです。これらの品目は日本への侵入を警戒する重要害虫であるミカンコミバエ等の寄主植物であるため、日本へ持ち込むことができません。

次に、検査品の主なものは、台湾産ニラ、タケノコなどの野菜類、台湾、タイ産ランやシダ類、熱帯果樹など

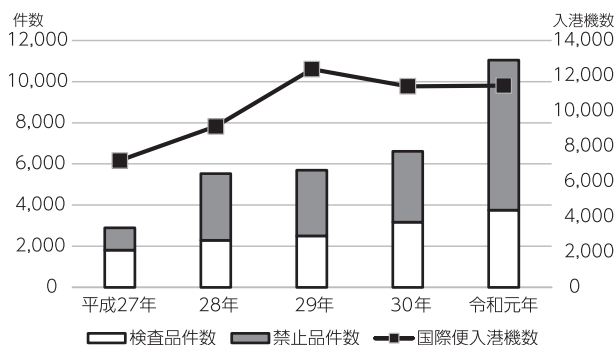
の栽培用植物、ネパール産豆類、香辛料です。

植物防疫所では、違法な植物の持ち込みに対して、動植物検疫探知犬を配備して取り締まるなど、厳格に対応しています。

あわせて、那覇空港出張所では、より多くの方に植物検疫制度を知っていただくため、出国エリアのCIQ*広報展示コーナーにはポスター、輸入禁止品のレプリカを展示し、また、パンフレットを手にとれるようにしています。さらに、ゴールデンウィークなどの旅行客が多い時期に出国者へ広報活動を積極的に行っています。

〔※ CIQ とは、Custom 税関、Immigration 出入国管理、Quarantine 検疫を意味する頭文字の略称です。〕

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により国際線の欠航が続いていますが、空港としての能力が高まったことで、今後はさらなる旅行客の増加が見込まれ、病害虫侵入のリスクが高まることが想定されます。植物病害虫の侵入防止のため、適切な植物検疫の実施と幅広い広報活動を実施していきます。



那覇空港における国際線入港機数と携帯品実績

国内におけるミカンコミバエ発見事例とその対応状況

ミカンコミバエ種群(以下、「ミカンコミバエ」)は、ミカンコミバエ (*Bactrocera dorsalis*) とその近縁種を含むグループの総称で、東南アジアなどに生息し、多くの果物や果菜類に被害を与える大害虫です。

日本でもかつては沖縄、奄美を含む南西諸島や小笠原諸島に侵入し定着していたことがあり、当時はこれらの地域から本土への果物や果菜類の移動が植物防疫法により規制されていました。しかし、昭和43(1968)年から開始された根絶事業によって18年の歳月と多大な労力をかけて根絶することに成功し、その結果、今では沖縄、奄美、小笠原から寄主となるマンゴーやカンキツ類などの果物やピーマンなどの果菜類も自由に移動できるようになった経緯があります。

根絶に成功した昭和61(1986)年以降、国と都府県は再侵入を警戒し、侵入警戒トラップを設置して調査を行っています。



侵入警戒トラップ

ミカンコミバエ再侵入の原因は、発生地域からの人為的な寄生果実類の持ち込みや物流貨物への紛れ込み(ヒッチハイク)などが考えられますが、近年の研究によってフィリピン、台湾などから気流や台風などに乗って飛来している可能性が高いことが明らかになりました。フィリピンや台湾と近い沖縄県では根絶以降も飛来が原因と思われる発見事例があり、定着を防ぐための予防的な防除が行われています。

侵入警戒調査で発見されるミカンコミバエの数は

近年増加傾向にあり、沖縄県では昨年度、根絶以降最多となる125頭が確認されました。また、平成27年にはそれまで発見されることがあまりなかった鹿児島県の奄美大島や屋久島などで多数が発見され、この頃から九州本土でも飛来と思われる発見事例がみられるようになりました。今年度はこれまでに7県(9月末現在)で確認されており、より広範囲で発見されるようになってきました。これは、温暖化など気象の変化によって、発生国での分布範囲が北へ拡大していることや、気象の変化によってミカンコミバエが飛来する気流が変化してきている可能性が考えられていますが、現在のところ詳しいことは分かっていません。

都道府県	頭数
沖縄県	7
鹿児島県	127
宮崎県	1
熊本県	7
長崎県	1
福岡県	3
兵庫県	1

令和2年度ミカンコミバエ種群捕獲頭数(9月末現在)

万一、侵入警戒調査でミカンコミバエが発見された場合は、国や都道府県、市町村、農業団体などが協力し、発見地点周辺でトラップの増設や果実調査を行い、発生状況を詳しく調査した上で必要があれば防除を行います。主な防除方法は、ミカンコミバエの幼虫が寄生する恐れのある果実の除去やミカンコミバエの雄を誘引し殺虫する誘殺板を木に吊るしたり、航空機で散布して雄を減らし、次世代が産まれないようにする雄除去法です。これらの対応には数か月以上を要します。

根絶久しいミカンコミバエですが、その状態の維持には並々ならぬ努力が必要であり油断は禁物です。輸入が禁止されている植物を持ち込まないことはもちろん、これら侵入警戒調査や防除へもご理解とご協力をお願いします。

～国際植物防疫年2020を記念した切手が 10月5日に発行～

2020年が「国際植物防疫年 2020」であることを記念して、10月5日、日本郵便株式会社より、記念切手が発行されました。

海外旅行者が植物検疫を受ける一連の流れを表現することで、個人で消費するものや、少量のおみやげでも、検査が必要なことを分かりやすく伝えています。

(国際植物防疫年について)

世界の食料の大部分は植物由来ですが、このうち20～40%が植物病虫害の被害で失われています。国際連合は、病虫害のまん延防止の重要性に対する世界的な認識を高めることを目的として、2020年を「国際植物防疫年 2020」と決めました。

日本でも海外旅行者の増加などによって、病虫害が侵入・まん延するリスクが高まっています。このため、農林水産省でもこの重要性を周知すべく、国際植物防疫年2020に賛同する企業、団体等をオフィシャルサポーターとして認定し、連携した取組を進めているところです。

(郵便切手のデザインについて)

この切手では、親しみやすいデザインにより、海外旅行者が果物やお花などの植物を日本に持ち込む際の空港での検疫の様子から、家庭に届くまでの流れがシート全体に表現されています。

シートの1段目、2段目では、海外から帰国した旅行



職員も購入しました

者が空港で手荷物を受け取る様子、3段目では、空港の植物検疫カウンターで、植物検疫官が渡航先国が発行した検査証明書を確認の様子が描かれています。また、4段目は、植物に病虫害が付着していないかどうかの検査の様子、5段目は、検査に合格した植物を家庭で楽しむ様子が描かれています。切手シートの余白にも、検査が必要な野菜や果物などの植物が文字入りでデザインされています。

名古屋植物防疫所での出張所整備について



静岡空港出張所事務所(静岡空港ターミナル内)

名古屋植物防疫所管内の植物が輸入できる地方空港としては、静岡空港、小松空港、富山空港があり、それぞれ清水支所、金沢出張所、伏木富山支所が管轄していましたが、平成20年代に入り国際線の発着が急増したことから、静岡空港及び小松空港には分室を置いて職員を常駐させて輸出入植物検疫を実施してきました。

一方、全国的に地方港湾での輸入木材検疫業務の減少や、高速道路などの交通網の整備により、業務の効率化や人員の集約化を図るため、出張所などの統廃合が進められていました。

そこで名古屋植物防疫所でも海港の出張所を整理し、今後も航空機需要の伸びが見込まれる地方空港に拠点を移すべく、平成29年4月に金沢出張所を廃して小松空港出張所を新設、また豊橋出張所を廃して静岡空港出張所を新設しました。さらに令和2年10月には職員の増員を受け、現在各々6人、4人の植物防疫官が交代制勤務で業務を行っています。

職員が増えたことから手狭となった分室時代の事務室も、静岡空港は平成30年4月、小松空港は令和2年10月に検定室など備えた広い事務室に移転することができました。

名古屋植物防疫所では今後も適正な人員配置や施設整備を計画的に進めてまいります。

ベトナム産レイシ生果実の輸入解禁

ベトナムには、日本が侵入を警戒している重要害虫のミカンコミバエ種群が発生しており、この害虫の寄主であるレイシ生果実は輸入が禁止されています。

令和元年12月13日に植物防疫法施行規則が改正され、農林水産大臣の定める基準を満たしたベトナム産ティエウ種のレイシ生果実が日本へ輸入できるようになりました。

農林水産大臣が定める基準は、くん蒸施設での臭化メチルくん蒸、ミカンコミバエ種群が侵入するおそれのない施設内でミカンコミバエ種群が侵入するおそれのない容器でのこん包、こん包に「日本向け」であることが分かるように表示されていることなどです。

なお、原則として日本の植物防疫官がくん蒸施設及びこん包施設に赴き、現地で行われる臭化メチルくん蒸や輸出検査などを確認することになっています。

このたび、これらの基準を満たしたベトナム産レイシ生果実が、成田空港、中部空港に続いて令和2年6月25日、関西空港にも初輸入されました。

関西空港に輸入されたレイシ生果実は、140箱700kg（1箱当たり5kg）でカートンボックス内に1枚の大きな

ビニール袋入りで、こん包されていました。

植物防疫官により植物検疫証明書、封印（梱包シール）、各こん包への日本向けの表示及び検疫終了の表示などの輸入解禁条件を確認して検査を行い、封印がないもの、密閉が保たれていないものが一部（6箱）確認され不合格となり、焼却され、そのほかは、病虫害の付着も認められず合格となりました。

輸入者によると、これまでベトナムからのレイシ生果実は凍結したものしか輸入できませんでしたが、これからは生鮮のレイシ生果実も輸入できるようになり、消費者の選択肢が増えてとてもうれしいとのことで、今後もベトナム産レイシ生果実のシーズンには輸入を計画したいとのことです。



ベトナム産レイシ生果実の輸入検査

宮崎空港の検疫探知犬導入式典に「ぴーきゅん」が参加

8月20日、宮崎ブーゲンビリア空港で動植物検疫探知犬導入式典が開催され、植物防疫所公式キャラクター「ぴーきゅん」が動物検疫所公式キャラクター「クンくん」、宮崎県公式キャラクター「宮崎犬」とともに参加しました。

宮崎ブーゲンビリア空港に動植物検疫探知犬が初めて配備されることから、江藤農林水産大臣と河野宮崎県知事が出席し、水際検疫の重要性を説明しました。

式典では配備される探知犬アルバート号の紹介が行われ、箱の中に隠された果物や肉製品を探知するデモンストレーションが行われ、見事すべて探知し探知能力の高さを来場者にPRすることができました。

式典終了後には宮崎県の農業関係者に対して動植物検疫の勉強会が開催され、門司植物防疫所の大岡所長による業務説明が行われました。「ぴーきゅん」は益虫であるテントウムシをイメージ

して作られたキャラクターであることを来場者に伝え「植物防疫所は日本の農業を守っている組織」であることを印象付けることができました。

今後、「ぴーきゅん」は植物防疫所の職員とともに国際空港や港のイベントなどさまざまな場所で植物検疫制度の広報を行っていく予定です。



植物防疫所公式キャラクター「ぴーきゅん」

平良港クルーズ船専用岸壁及び旅客受入れ施設(CIQ施設)の整備

平良港では、増加するクルーズ客船に対応するため、平成29年に国土交通大臣による「国際旅客船拠点形成港湾」の指定を受け、国や港湾管理者によって港湾施設の整備が進められてきました。令和2年3月にクルーズ船専用岸壁が整備され、7月末には、宮古島市が建設した旅客受入れ施設(CIQ施設)と観光関連施設が完成しました。

完成したクルーズ船専用岸壁は、総トン数 14万トン級のクルーズ船に対応(暫定370m)可能ですが、22万トン級に対応(420m)できるよう、引き続き整備が進められます。旅客受入れ施設は、1,500㎡の平屋で、税関、出入国審査、検疫を行うスペースが確保され、大型クルーズ船で来島する約3,500

人規模の旅客にも十分対応できる施設となっています。

これまでは、5万トン級以上の大型のクルーズ船は、接岸できる岸壁がなく、同港の錨地に停泊し、旅客を小型ボートでピストン輸送していたため、CIQ審査を含め上陸までに長時間を要していました。そのため、地元関係者から大型クルーズ船専用岸壁と受入れ施設の整備が望まれていました。

これらの港湾施設の完成に伴い、日本を代表するリゾート地である宮古島の新たな玄関口として今後の活用が期待され、同時に病虫害の侵入経路とならないように引き続き植物検疫業務に万全を期してまいります。



平良港クルーズ船専用岸壁
(写真提供：沖縄総合事務局平良港湾事務所)



旅客受入れ施設(CIQ施設): 内部

注目情報

植物防疫所のホームページ(<https://www.maff.go.jp/pps/>)の「注目情報一覧」では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和2年11月30日現在

(法令改正関係情報)

- エジプト産かんきつ類生果実の条件付き輸入解禁について
「植物防疫法施行規則」が改正され、「農林水産大臣が定める基準」及び「エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レディクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レディクラタ及びフレメンティンその他のシトラス・フレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則」に基づき輸入されるものに限り輸入が解禁されました(令和2年11月2日)
- イスラエル産ハス種アボカド生果実の条件付き輸入解禁について
「農林水産大臣が定める基準」及び「イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」に基づき輸入されるものに限り輸入が解禁されました(令和2年10月8日)
- ジャガイモシロシセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました(令和2年9月16日)
- 「アメリカ合衆国産くるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準」及び「アメリカ合衆国産くるみの核子に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました(令和2年9月16日)

(輸入植物検疫関係情報)

- 「種苗類検査の適切な実施に向けた対応について」を更新しました。
 - ・令和2年11月から当面の間、インドネシアからのバナナネモグリセンチュウ(*Radopholus similis*)の寄主植物(地下部・食用を含む)は輸入できなくなります
 - ・インドから輸入されたアヌビアス属植物からバナナネモグリセンチュウ(*Radopholus similis*)が発見されましたので、綿密な輸入検査を実施しています
 - ・令和2年11月11日から当面の間、新たに中国産栽培用種子に対する検疫を強化します
- 「輸入農業機械に対する植物防疫所による確認の実施について」を掲載しました(令和2年9月29日)

(輸出植物検疫関係情報)

- 「輸出入条件詳細情報」(輸出関連情報)における「各国の検疫条件」及び「輸出条件早見表(貨物・携帯品・郵便物)」を更新しました(令和2年11月20日)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和2年産うんしゅうみかん)を掲載しました(令和2年11月2日)
- 米国向け生果実登録選果こん包施設一覧(令和2年産なし)を掲載しました(令和2年10月12日)

(国内植物検疫関係情報)

- 情報誌「植物防疫所病虫害情報No.122」を掲載しました(令和2年11月15日)